実 施 要 領

白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託プロポーザル

この要領は、白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託(以下「業務」という。)の契約 相手方の選定にあたり、柔軟かつ高度な設計能力及び豊富な経験を有する者を特定するため に行う公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施について必要な事項を定 めるものとする。

1. 委託概要

(1) 業務名

白井市庁舎整備基本計画·基本設計業務委託

(2)業務内容

別紙「白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託特記仕様書」及び 「公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省・大臣官房・官庁営繕部)」 のとおり

(3)業務期間

契約締結の翌日から平成26年12月19日まで (2カ年継続費事業)

(4)業務規模

〇〇〇〇〇〇〇円以内(消費税及び地方消費税含む) なお、平成25年度の支払い限度額は〇〇〇〇〇〇円

(5) 契約保証金

契約金額の10%以上

但し、白井市財務規則(平成5年3月1日規則第3号)第139条の減免等の規定 を満たす場合はこの限りでない。

(6)前金払い

あり

なお、限度額等は、白井市公共工事の前金払に関する取扱要領による。

(7) 部分払い

あり

なお、限度額等は、白井市財務規則第151条による。

(8) 契約書(案)

白井市入札契約ホームページ http://city.shiroi.chiba.jp/iexcms/contractの「契約関係書式のダウンロード」を参照

2. プロポーザルへの参加資格

- (1) 平成24・25年度白井市入札参加適格者名簿の業種分類「測量コンサルト業務」、 大分類「建築関係建設コンサルタント業務」、中分類「建築一般」に登録があること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所登録簿 へ登録されていること。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同上第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないこと。
- (4)参加表明提出時において、白井市から指名停止の措置を受けていないこと。なお、参加表明提出期限の日から契約締結の日までの間に白井市から指名停止措置を受けたと きは、参加資格を喪失するものとする。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立 て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の 申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決 定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなか った者とみなす。
- (6)次に掲げる者は、有資格者であってもプロポーザルには参加できない。 ア 本プロポーザルの審査を行う者(以下「審査員」という。)及びその家族。 イ 審査員及びその家族が、主宰・役員・顧問をしている営利組織に所属する者。
 - ウ 審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に所属する者。
- (7)参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野(管理、意匠担当を除く。)についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、プロポーザルに参加できない。
- (8) 参加表明書等を提出した者が審査員又は関係者と接触を求めたときは失格とする。
- (9) 技術提案書等が次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表されたものと同一あるいは 類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事 実関係が判明した場合においても同様とする。

3 . プロポーザルへの参加条件

- (1)単体の企業等で参加表明書等を提出すること。JV(共同企業体)による参加は出来ません。
- (2) 平成15年4月1日以降に延床面積10,000㎡以上の国(独立行政法人を含む) 又は地方公共団体(都道府県が設立した公社及び地方独立行政法人を含む)の庁舎又は その他公共施設において、新築又は大規模改修の基本設計の完了実績を有すること。

- (3) 管理技術者は、一級建築士であること。
- (4) 管理技術者及び意匠主任技術者は、提出者の企業等に所属していること。
- (5) 管理技術者及び各主任技術者はそれぞれ1名とすること。
- (6) 管理技術者は、記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。 また、意匠主任技術者は、記載を求める他の主任技術者を兼任していないこと。
- (7) 主たる分担業務分野である意匠分野は再委託しないこと。

4. 実施スケジュール

区分	項目	日 程		
	実施要領等公表、募集開始	平成25年	月	日()
一次審査	質疑提出期間	平成25年	月	日()~
				月 日()まで
	質疑に対する回答期限	平成25年	月	日()
	参加表明書交付期間	平成25年	月	日()~
				月 日()まで
	参加表明書提出期限	平成25年	月	日()
	一次審査実施予定日	平成25年	月	日()
	一次審査結果発表	平成25年	月	日()
二次審査	質疑提出期間	平成25年	月	日()~
				月 日()まで
	質疑に対する回答期限	平成25年	月	日()
	技術提案書提出期限	平成25年	月	日()
	二次審査実施予定日	平成25年	月	日()
	二次審査結果発表	平成25年	月	日()

- ※提出物の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午及び午後1時 から5時までとする。
- ※スケジュールは変更になる場合があります。その際には、市のホームページでお知らせ すると共に、既に申込みのあった事業者等へは、それぞれお知らせします。

5. 選定審査

プロポーザルは「白井市庁舎建設等検討委員会」が選定の審査をし、審査結果を基に市長が決定する。

6. 一次審査

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、別に定める「参加表明書等作成要領」により参加表明書等を作成し提出すること。
- (2) 提出された参加表明書等の書類審査により、優秀な5者程度を選定する。
- (3)参加表明者に対しては、それぞれ一次審査の結果を通知する。

7. 二次審査

- (1) 一次審査により選定された者で。二次審査に参加しようとする者は、別に定める「技 術提案者作成要領」により技術提案書等を作成し提出すること。
- (2)提出された技術提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査 し、委託候補者及び次席者を選定する。
- (3) 二次審査の結果については、参加者に結果を通知すると共に、委託候補者、次席者、 参加者を公表する。
- (4) 二次審査へ参加する者が1者となった場合でも、プレゼンテーション及びヒアリング により審査は実施する。
- (5) 二次審査の際に、技術提案書と合わせて提出する参考見積書については、技術提案の 内容に沿って、全て反映すること。
- (6) 二次審査を途中辞退するときは、二次審査の前日までに辞退届を提出すること。 辞退届の提出がないまま、技術提案書の提出が無い者、又はプレゼンテーション及び ヒアリングを欠席した者は失格とする。

8. 質問回答

- (1) 一次審査及び二次審査に関して質問があるときは、別添「プロポーザルに関する質問書」に記入し、eメール又はFaxにより送付すると共に、事務局へ電話連絡をして質問書が市へ到達しているか確認すること。
- (2)回答については、一括して取りまとめて白井市ホームページの入札契約専用ページに 掲載する。
- (3)手続き等、審査へ影響を及ぼさない質問については、事務局にて随時電話受付を行う。

9. 見積書の徴取

- (1) 市長は、委託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。ただ し、委託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次席者を見積 書の徴取の相手方とする。
- (2)特記仕様書については、プロポーザルの提案内容を加味し、一部を変更することがある。

10. 手続き等

(1) 担当事務局 白井市総務部管財契約課

〒270-1492 千葉県白井市復1123

電 話:047-492-1111 FAX:047-491-3510

Email: kanzai@city.shiroi.chiba.jp

(2) 各種関係資料の交付

参加表明書及び各種関係資料は、白井市入札契約専用ホームページからの入手を原則とする。

掲載先URL: http://city.shiroi.chiba.jp/iexcms/contract

掲載書類

- ①プロポーザル実施要領
- ②業務委託特記仕様書
- ③参加表明書等作成要領
- 4)様式集
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリング実施要領
- 6審査要領
- ⑥白井市役所庁舎整備検討委員会 提言書(平成24年3月)
- ⑦ パーパー 概算費用に関する検討書
- ⑧市役所庁舎減築に関する構造検討の結果について
- ⑨本庁舎改修庁内検討委員会第1次報告書(平成25年3月)
- (3)提出期限 上記4のとおり
- (4)提出場所 上記10(1)に同じ
- (5) 現地確認

第二次審査の選出後、選出者の希望に応じ実施するので、希望がある場合はプレゼンテーション実施日の2週間前までに事務局へ連絡し、日程調整等を行うこと。

11. その他

- (1) 公表・非公表の主な範囲
 - ①審査員の氏名等(事後公表)
 - ②一次審査への参加者数及び二次審査への選定者名(事後公表)
 - ③二次審査への参加者名、委託候補者名及び次席者名(事後公表)
 - ④二次審査の講評(事後公表)
 - ⑤委託候補者の獲得点数(事後公表)
 - ⑥委託候補者以外の参加者の獲得得点(非公表) 但し、二次審査へ参加した者へは、各自の獲得得点について通知する。
 - ⑦参加表明書(非公表)
 - ⑧技術提案書(非公表)

ただし、4の「二次審査の講評」の中で、引用する場合はこの限りではない。

- (2) 参加表明書、技術提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書については、原則として返却しない。
- (4)提出された参加表明書及び技術提案書について、選考を行う作業に必要な場合において複製することがある。
- (5) 選考の経緯及び結果についての異議申し立ては受付けません。